**板橋区障がい者差別の相談等受付状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成30年11月19日（月） | 資料1 |
| 平成30年度第1回権利擁護部会 | |

１　平成29年度の相談受付の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機関 | 差別に関する相談 | 合理的配慮  に関する相談 | その他 |
| 行政機関（板橋区以外を含む） | 1 | 4※ | 2 |
| 民間事業者 | 3 | 3 | 2 |
| 雇用関係 | 0 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 1 |
| 合　計 | 4 | 7 | 6 |

※うち1件が、教育委員会事務局にて受付

２　平成30年度（9月末まで）の相談受付の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機関 | 差別に関する相談 | 合理的配慮  に関する相談 | その他 |
| 行政機関（板橋区以外を含む） | 0 | 3 | 0 |
| 民間事業者 | 0 | 0 | 0 |
| 雇用関係 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 合　計 | 0 | 3 | 0 |

３　対応事例（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 種別 | 概要 | 対応 |
| １ | 差別 | 車いすを利用していることにより、タクシー会社より乗車拒否を受けた。 | タクシー会社へ、法の趣旨と相談があった旨を伝え周知を依頼。なお、タクシー会社は「車いすを利用しているというだけで断ることは無い。ただし、トランク等に載せられない、ドライバーが高齢等で重たい車椅子を持ち上げることができずお断りすることはある」とのことであった。  単なる乗車拒否と捉えられないよう断る際は必ず理由を告げるよう伝えた。 |
| ２ | 合理的  配慮 | 相談者（聴覚障がい）の利用した飲食店の店員の対応が、障がい者への配慮に欠けると感じた。 | 飲食店の本社へ、法の趣旨と相談があった旨を伝え、周知を依頼した。店舗への注意喚起と接客の改善を行うとのこと。 |
| ３ | 合理的  配慮 | 聴覚障がいがあるため、保育所等との緊急時の連絡をメールで行えるようにしてほしい。 | 緊急時にはメール等にて連絡を行えるよう調整した。 |